

保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションの皆さまへ

## 「横浜市の小児医療証の変更について」

横浜市が実施する小児医療費助成事業について、次のとおり、小児医療証の変更等を行います。

### 【1 変更内容】

本年8月の小児医療証の更新にあわせ、医療証の大きさを持ち歩きのしやすいカードサイズ（クレジットカードと同じ大きさ）に変更します。

1歳以上の更新時期を毎年8月から隔年10月に変更します。

レセプト請求方法は従前と同様です。

公費負担者番号や受給者番号に変更はありませんので、有効期間内であれば、新旧どちらの医療証も有効です。

### 【2 対象医療機関等】

神奈川県内の保険医療機関（医科・歯科）、保険薬局、訪問看護ステーション

### 【3 新しい医療証の使用開始日】

令和6年6月22日時点で医療証をお持ちの方

→令和6年8月1日診療・調剤分から

令和6年6月23日以降、新たに医療証が交付される方

→誕生日及び転入日等の診療・調剤分から

## ◎カード化に伴う変更点一覧

### ＜令和6年7月31日まで＞

横浜市(乳)医療証											
公費負担者番号	8	1	※	※	※	※	※	※	※	※	※
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7				
対象小児	住所										
	氏名										
	生年月日	年	月	日	性別						
有効期間	年	月	日	から	年	月	日	まで			
自己負担上限額 (一部負担金)	0円										
発行者	横浜市長										
発行区課	〇〇区保険年金課										印
交付年月日	年	月	日								

### ＜令和6年8月1日から＞

◇横浜市小児医療証	年	月	日	交付			
負担者番号 81*****	受給者番号 1234567						
住所							
氏名							
生年月日	年	月	日				
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで	
自己負担上限額（一部負担金）0円							印
発行者 横浜市長							

※神奈川県外の国保組合（全国建設工事業国保組合及び全国土木建築国保組合を除く）の場合は、この部分に「償還払い専用」と表記されます。この場合は現物給付できませんのでご注意ください

変更内容	旧（令和6年7月31日まで）	新（令和6年8月1日から）
医療証サイズ	パスポートサイズ	クレジットカードサイズ
更新時期	毎年8月1日	隔年10月1日
有効期間	1年間	2年間

※令和6年度については更新時期変更に伴い、有効期間が令和6年8月1日から令和8年9月30日までの2年2か月となります。

※0歳の更新については、1歳を迎える誕生月の翌月1日（1日生まれは誕生月の1日）で変更ありません。

### ◎小児医療証について

- ・6月22日時点で医療証をお持ちの方に7月下旬頃、本市から8月1日から使用できる新しい医療証を郵送します。
- ・6月23日以降に出生及び転入等により新たに医療証が交付される方については、当初からカードサイズの医療証を交付します。
- ・0歳についても、新しい医療証を送付し、差し替えて使用するようお願いしますが、有効期間内の旧医療証を使用された場合も、**公費負担者番号や受給者番号に変更はありません**ので、これまでと同様に窓口で受付可能です。
- ・**有効期間内であれば、新旧どちらの医療証も有効**です。